

武者道之儀、可爲各別、か様之折節、勝まけを令分別、遂一戰者、信長ため、且父子ため、諸辛苦勞をも遁之、誠可爲本意ニ、一篇存詰、分別もなく未練無疑事、

一丹波國日向守○明智光秀 働天下之面目をほどこし候、次羽柴藤吉郎數ヶ國無比類、然而池田勝三

郎小身といひ、程なく花態申付、是又天下之覺を取、以爰我心を發、一廉之働可在之事、

一柴田修理亮、右働聞及一國を乍存知、天下之取沙汰迷惑に付て、此春至賀州一國平均申付事、

一武篇道ふがひなきに、おいては、以屬詫調略をも仕相、たらはぬ所をば我等にきかせ相濟之處、

五ヶ年一度も不申越の儀由斷曲事之事○中略

一此上はいつかたの敵をたいらげ、會稽を雪、一度致歸參、又は討死する物かの事、

一父子かしらをこそげ、高野の栖を遂、以連々赦免可然哉事、

右數年之内、一廉無働者、未練子細、今度於保田思當候様、申付天下、信長に口答申輩、前代始候條、

以爰可致、當末二ヶ條於無請者、二度天下之赦免、有之間敷者也、

天正八年八月日

如此御自筆を以て遊し、佐久間右衛門父子かたへ、楠木長安、宮内卿法印、中野又兵衛三人を以て、遠國へ可退出趣被仰出、取物も不取敢、高野山へ被上候、爰にも不可叶旨、御詮に付て、高野を立出、紀伊州熊野之奥、足に任せて逐電也、然間譜代之下人に見捨られ、かちはだしにて、己と草履を取計にて、見る目も哀成有様也、

〔常山紀談十一〕東照宮何れの時の軍にや、久世三四郎宣廣、坂部三十郎廣勝、二人を見物に出し給ふ、坂部は勇める色あり、久世は氣色甚悪う見えしかば、側より笑ふ人の有しに、東照宮、坂部は天性の剛の者なり、久世が及ぶべきにあらず、されども久世は人に劣て、生甲斐なしと思ひ定めたる者也、其故に務てはげむゆる、心を勞して其けしき顯れて見ゆ、今見よ、久世は坂部よりも敵近